

高松市監査委員告示第10号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

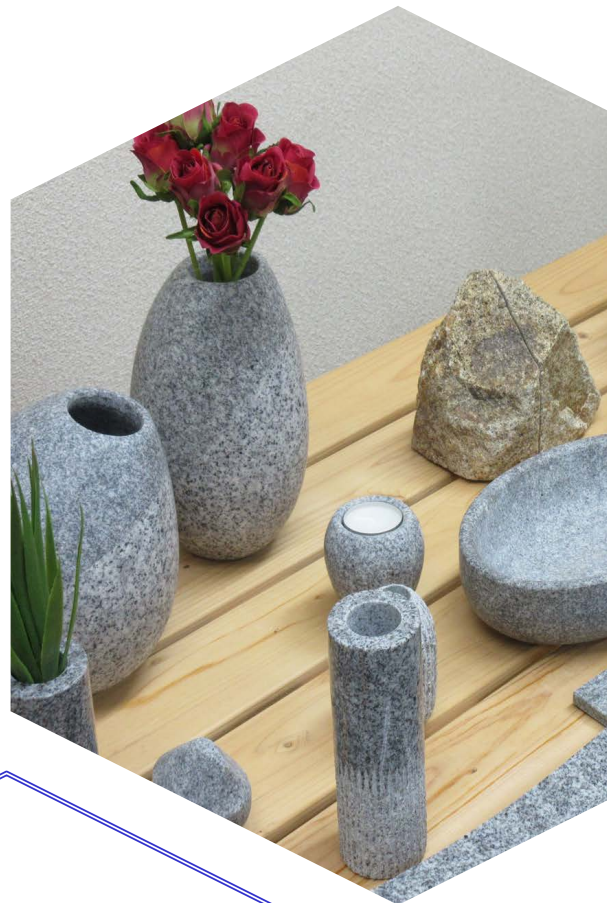
平成30年3月30日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

▶ 監査結果に基づく 措置通知

(財政援助団体等監査)

(平成30年3月30日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

H30.3.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等	措置通知日
1	H28	H29.1.31	第5号	指摘	市の指定管理者であることの明記について	P8	ハウス美装工業株式会社	H30.1.11

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／ハウス美装工業株式会社		
告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	平成29年1月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	市の指定管理者であることの明記について		
指摘の内容	指定管理者により管理・運営されている市の施設であることを利用者に示すため、募集要項に基づき、適正に表示されたい。		
公表文該当 ページ	P8		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z0131z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年1月11日
所管課	健康福祉局 保健センター
監査対象団体等	ハウス美装工業株式会社
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成29年2月に、指定管理者が管理運営をしている市の施設である旨と、市の担当課等を明記した貼り紙を施設内に掲示した。</p> <p>なお、施設の案内パンフレットについては、平成29年2月以降、新規に作成していないことから、今後、作成する際には、同様の表記を行うこととした。</p>